

近年、企業形態の多様化に伴い、外国法人からの出資により日本国内で法人を設立する相談件数が増加しています。

このような外国法人の出資によって法人を設立する場合、下記のような留意事項があります。

① 必要な提出書類について

発起人となる外国法人の履歴事項全部証明書、株主の名簿、代表者のサインの認証が必要です。

認証書類では、外国法人の代表者の写真付きの証明書（パスポート等）も添付すること。

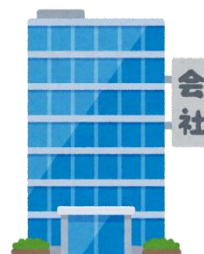
また、認証書類の作成は、その国の法務機関で作成する場合や弁護士が作成する場合もあり、国によって違ってくるため、日本の公証人役場または法務局にどのような書類が必要か、事前に確認する必要があります。

上記の認証書類については、原本の提出と併せて、原本の記載内容をすべて日本語に翻訳した文章の添付も必要です。

② 所在地について

本店所在地の決定については、賃貸物件を利用する方法があります。

この場合、会社設立前に賃貸契約書を準備すること。



③ 資本金の払込について

日本に居住している中長期在留資格を所有する方または日本人がその新設する法人の取締役として就任することを勧めます。会社登記書類について、当該取締役の氏名があるかどうかの確認は銀行側が必ず行います。

また最近では、定款作成する行政書士または司法書士が「資本金払込代理人」として払込を代行する方法があります。この方式を利用する場合、必ず当事者の確認が必要です。

④ 会社設立後の法人名義の預金口座開設の手続について

都市銀行又は地方銀行で行いますが、外国法人から出資した会社に対しては、審査が厳しく、銀行側に提出する書類として、履歴事項全部証明書、定款のほか、「実質的支配者となるべき者の申告書」の原本が求められます。

また、審査にかかる時間が長く、通常 2 か月程度が必要です。



⑤ 設立後の税務申告及び納税について

日本国内で生じた課税所得については申告と納税する義務が発生します。日本国内に常住する人員がない場合は、納税管理人を選任することを勧めます。最近では、税理士または公認会計士が納税管理人として就任するケースが多くなってきましたが、納税管理人が適切な税務手続きと納税を行わなければ、ペナルティが課せられることがありますので十分に注意が必要です。

国際情勢の変遷に伴う、各国の行政手続きや税務の改正への対応など、日々の業務を通じて感じたことをこの場を借りて皆さんにご紹介できれば幸いです。